

# 再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2020年1月24日 第97号

連絡先

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内  
電話:03-5842-5842 FAX:03-5842-5840 WEBサイト:[www.saishin-enzai.net](http://www.saishin-enzai.net)

## 目次

● 新年のご挨拶 再審法の改正に向けて 共同代表 新倉修(青山学院大学名誉教授・弁護士)	p1
● 再審・えん罪事件全国連絡会 第28回総会ひらく	p2
● 滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件 2月3日、再審初公判へ	p5
● 布川国賠訴訟 控訴審はじまる 控訴審でのさらなる勝利めざして 支援する会・山川清子	p6
● 谷萩陽一弁護士団長の意見陳述	p6
● 桜井昌司さんの意見陳述	p8
● 静岡・袴田事件で一日行動 袴田さんの再収監を許さないと、宣伝、要請、国会集会	p10
● 栃木・今市事件 第二回全国現地調査のお知らせ	p11
● 賛助会費・カンパありがとうございました	p12
● 今後の主な日程	p12

## 新年のご挨拶 再審法の改正に向けて

代表委員 新倉修(青山学院大学名誉教授・弁護士)

昨年9月に、古稀のお祝いをしていただき、赤い装丁の古稀記念論文集『国境を超える市民社会と刑事人権』(現代人文社)を献呈された。いわゆる弟子筋の寄り合いではなく、大学でのゼミ卒業生も含めて、同志的な結合から生まれた作品集である。お返しに、自分史『青春・朱夏・白秋』を記して、巻末に9つのジャンルに分けて文献目録を編んだ。再審法は、その中で、刑事訴訟法やフランス法に分類され、随想を集めた「雑」にも数編を納めた。大伴家持が、民衆の調べも含めて『万葉集』を編んだという故事にならえば、自分史は民衆の嘆きや怒りを聞き取り、これを書き留め、構想を練って、新しい世界の創造に向かって紡いだ私の小品の集大成ともいえる。「この道のほかにわが道なし」とした林芙美子の達観には及ばないものの、歴史として与えられた環境や状況に対して、悪戦苦闘した記録であり、世界との私なりの関わりである。今、古稀を超えて、世界と関わった50余年を振り返ると、いまだ道半ばと自戒しなければならない。



新倉修 代表委員

というのも、昨年10月に徳島市で開かれた日弁連の人権擁護大会に参加して、古くからの課題について新たな「挑戦」を受け止めなければならないと感じているからである。つまり、前日に3か所に分かれて開催された3つの分科会のシンポジウムを受けて、人権擁護大会では、第1分科会の宣言「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言—取調べへの立会いが刑事司法を変える」を圧倒的な多

数によって採択したのに続いて、二つの分科会の決議——「個人通報制度の導入と国内人権機関の設置を求める決議」と「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択したが、私はその場に多くの友人とともにいた。私の役割はもっぱら第一分科会「取調べへの弁護士立会い権の保障」の実行委員として、ヨーロッパ4カ国（ベルギー、オランダ、フランス、ドイツ）と韓国の海外視察にも参加し、大いに見分を広げ、成果を紹介するお手伝いをするのであったが、第3分科会の「再審法の改正」にも大いに関心を掻き立てられた。県庁の近くのホテルの大ホールで開催された第3分科会のシンポジウムでは、周防正行さんや江川紹子さんの講演は満場の聴衆をわかせたそうである。決議も、反対や保留のない、正真正銘の満場一致で採択された。誤判を正し、無辜を救済し、冤罪を防止するために、刑事訴訟法の規定を大幅に改正する必要があるという一点で一致を獲得したことは、大きな前進と言えよう。会場の外で本連絡会のメンバーをふくめて、再審法の改正に希望を託す人たちがピラ配りをした努力も、ある意味、報われた思いがした。

さらに重要なことは、この決議をバネにして、確実に再審法の改正を実現することにある。そのためには、大まかにみても、二つの道筋をたどる必要がある。

一つは、言うまでもないが、一つ一つの再審請求事件を勝利する道筋である。一つ一つの事件は、血のにじむような弁護団の活動とともに、これを支える支援者の輪がつくられ、検察のさまざまな主張や立証に対抗して、原判決維持に傾きがちな裁判所への説得活動が行われている。証拠の新規性や明白性という法律上の再審事由のハードルもかなり高い。また、大崎事件に関する最高裁第一小法廷（特別抗告）令和元年6月25日決定のような適法な特別抗告の理由はないとしながらも、職権で地裁から高裁へと積み重ねられた再審開始決定を破棄し、再審開始請求を却下する決定を自ら下す「悪例」とも闘わなければならない。

もう一つは、再審法という法律をつくる道筋がある。これについても、課題は多く、行路は平坦ではないことが予想される。創意工夫を凝らして、議員を説得し、さらには政府を動かし、あまりにも権利性が乏しい現行の再審規定を根本的に転換して、国際人権法で保障されている再審の権利を实体法とする必要がある。そのための努力は、いささかも惜しまないつもりである。その意味では、台湾の検事総長がみずから死刑事件について再審請求をした経験も踏まえて、再審法の改正に取り組み、この問題に詳しい立法府議員が独自に修正意見を付して再審法の改正を実現したという経緯を聞いて、生き生きとした権利保障の手続をめざす「隣国」に強く励まされる思いがする。確定した判決は、石のように動かしてはならないという「信念」に凝り固まっているように見えるわが国の司法部は、顧みて恥じることはないのだろうか。

再審・えん罪事件全国連絡会 第28回総会ひらく

## 事件勝利と再審法の改正めざし

冤罪に対する国民的関心の高まり好機に

再審・えん罪事件全国連絡会の第28回総会が12月1日～2日、滋賀県大津市内で開催され、加盟13事件3団体、2日間で合計93人が参加しました。総会では、この1年間の諸事件の活動が報告され、再審法改正をめざす活動方針を採択し、新たな役員を選出しました。（決定全文と選出された役員はWEBサイトをご覧ください）

穏やかな秋の日差しが窓から差し込む会場。地元の国民救援会滋賀県本部から中野善之助会長が歓迎の挨拶をおこないました。中野会長は、日野町事件と湖東記念病院人工呼吸器事件の支援を訴えた上で、「再審制度が無実の人を救う制度として不備がある。制度の改定に向けて奮闘する」と述べました。

## ■再審制度の問題点を指摘

今回の総会では、再審開始決定が取り消された大崎事件の最高裁不当決定を跳ね返すべく、支援運動の飛躍をめざして「再審をめぐる情勢と課題について」と題して龍谷大学の齋藤司教授が記念講演をおこないました。齋藤教授は、大崎事件の再審開始を取り消した最高裁決定の特徴を解説し、「最高裁は、再審開始の条件について、有罪判決に合理的疑いがあるという程度の証明では足りず、再審請求人が有罪であること自体に合理的疑いが存在するかという観点で判断している」と指摘。また、「有罪を認定した裁判の証拠構造を組み替えて補修し、確定判決が強固なものだと認める一方、新証拠の証拠価値を弱くみて、一定以上の強い証明力を持つ新証拠でなければ再審を認めるべきではないとする最高裁の論理がうかがえる」と最高裁の判断を批判しました。その上で再審法制をどう改善するかについて、現状の再審制度が裁判官の職権にゆだねられており、再審開始のためには積極的な職権発動が求められている。裁判官が職権をリードするためには、全証拠にアクセス可能な検察官と同程度の情報量を有していなければいけない。そのためにも、検察がすべての証拠を開示が必要だ」と述べました。



齋藤司 龍谷大教授

## ■2事件の弁護団が状況報告

今回の総会は、再審をもとめてたたかう2事件の支援強化もねらい、滋賀県で開催されました。総会で2事件の弁護団が、裁判の現状についてそれぞれ報告しました。

大津地裁で再審公判を控えている湖東記念病院人工呼吸器事件の池田良太弁護士は、10月になって検察が有罪立証を断念し、今年度末までに判決が出される見通しになったと報告。「警察が検察に未送致だった捜査報告書を見て有罪を維持できないとして方針転換したようだが、実は無実だと分かっているながら有罪立証にすすんだ証拠があると見ている。手元にある証拠をすべて出せと主張している」と述べました。

再審開始決定を勝ちとり、大阪高裁で即時抗告審をたたかう日野町事件の玉木昌美弁護士は、高裁に係属して1年以上経過しても審理に向けた三者協議が開かれておらず、裁判所が「今は必要性を認めない」と拒んでいる状況を報告しました。最後に裁判批判の市民運動に当てつけて「雑音に耳を貸すな」と述べた裁判官がいたことを例にあげ、「裁判官は雑音を気にしているということ。こんな恥ずかしい有罪判決を維持していいのか、という声が圧倒的な世論になったときに、裁判官が再審・無罪を出す。運動をもっと広げよう」と述べました。

事件当事者として、湖東事件の西山美香さん、日野町事件の阪原弘次さん、東住吉事件国賠の青木恵子さん、布川国賠の桜井昌司さん、今市事件の勝又イミコさんが支援へのお礼と裁判勝利への決意を訴えました。



訴える冤罪犠牲者(中央は西山美香さん)



## ■再審法改正をいかに勝ちとるか

2日目は、この1年間の活動報告と、再審法改正をめざす活動方針を瑞慶覧淳事務局長が提案しました。討論では、再審法改正に向けた運動について活発に議論され、各地の地方議会決議採択運動の取り組みの状況や、どうやって市民的な広がりを作るべきかという悩みが語られました。

関西冤罪事件連絡会の伊賀カズミ共同代表は、大阪に再審法改正をめざす市民の会を結成したと報告。大阪選出の国会議員44人を訪問する計画をしていることや、府下の地方議会に対し、再審法改正を求める決議の採択を要請して、各会派を回っている状況が報告されました。

神戸質店事件を支援する会の世話人をつとめる新谷良春さんは、神戸西区で超党派の市民の会を作ろうと計画していると報告。地元選出で弁護士出身の与党国会議員や、冤罪撲滅を活動の柱の一つにしている自民党県議などに働きかけていくなどと述べました。

豊川幼児殺害事件田邊さんを守る会の渡辺達郎事務局長は、2019年に高裁で再審請求が棄却されてからは、宣伝行動などで再審法改正のことを話題にしているが、のれんに腕押しのように感じると報告。市民に分かりやすいピラが必要だという意見や、事件の署名のように、市民がどれだけ理解したかを測るバロメーターがほしいと述べました。

再審・えん罪事件全国連絡会の運動の方向性について新倉修共同代表は、「記念講演を斎藤司先生に講演してもらったことは大きな意義がある。学生は、冤罪当事者から話を聞くと、どうかしなければと思う指向性を持っている。ゼミを持っている大学教授と接点を持ち、要望を聞きながら情報提供をするやり取りをすすめたい」と話しました。

## ■代表委員に神奈川大学・白取教授を選出

総会で、あらたに神奈川大学の白取裕司教授が代表委員に選出されました。白取教授はあいさつの中で、「ゼミ生には冤罪に関心を持つ若者も増えてきたが、支援活動が『無報酬でおこなわれている』と聞くと驚く。市民がどういう形で冤罪事件を支えているのか、学生に伝えながら、若者にもつなげていきたい」と述べました。

閉会の挨拶で代表委員をつとめる国民救援会の本藤修副会長は、「社会の変化に伴い、最高裁の官僚的統制の中で判決・決定をしていた裁判官の判断基準も変わってきた」として、性犯罪や強制わいせつ事件の成立要件の変化や、国公法弾圧堀越判決での、国家公務員による政治活動一律全面禁止する最高裁判例について東京高裁が「時代が変わっている」と批判的に述べたことを紹介し、「裁判所が判例や最高裁の統制をうちやぶって、道理のある判決をする決め手は世論だ。新しい時代、社会はこう変わったと裁判所に届けるのが私たち支援運動の新しい挑戦だ」などと締めくくりました。

なお、本総会で再審法改正を求める決議、日野町事件および湖東記念病院人工呼吸器で再審無罪を求める決議が全会一致で採択されました。総会終了後、参加者は西山美香さんと大津地裁に赴き、総会で採択された無罪判決を求める決議を持って要請行動をおこないました。



活発な討論がおこなわれた総会の様子



総会終了後に大津地裁に要請

# 2月3日、再審初公判へ

## 検察、有罪立証を断念した経過の説明ないまま

再審裁判に向けた三者協議が進められている湖東記念病院人工呼吸器事件で、1月16日、8回目となる三者協議が天津地裁（大西直樹裁判長）で開かれ、証拠開示をめぐる協議がおこなわれました。協議はこの日で終了し、再審公判は2月3日と10日の2回おこなわれ、3月末に判決となる見通しとなりました。

これまでの協議で検察は、事実上有罪立証をしないことを明らかにしていますが、その理由や経緯については具体的な説明をしていません。また、弁護団が証拠開示を求めています。限られた内容の開示のみおこない、誤判原因の究明につながる全面的な証拠開示に協力する姿勢は見られません。

協議終了後に会見をおこなった主任弁護人の井戸謙一弁護士は、有罪立証を放棄した検察が理由を説明しないことについて、次のように述べて批判しました。

「検事は総合判断というだけで具体的な説明はしないので、それだけ重大な方針変更したのであれば公益の代表者として納得できる説明をすべき。それが分からないまま再審公判に入るとするのは、もう少し検察のほうにも自分たちの使命というか役割というか、自覚して対応してほしいという思いがある」

また、検察が全面的な証拠開示をしないことに対しては、「再審公判における証拠開示というのは前例がないなかで、かなりの不満はあるとはいえ、（証拠リストを出すなど）それなりに検事も対応はしたのかなと思う。ただ検察は法律で根拠がないと動かない。必要でないことはしないという態度なので、「（証拠が）ない」と言われてもこちらは検証する手立てがないなど、いろんな問題があることが分かった。こういう問題を解決するにはきっちりとした立法が必要と思う」と、証拠開示の法制化の必要性について言及しました。

さらに、再審法改正について次のように述べて会見を締めくくりました。

「再審公判について何らの手続き規定が法律上ないということが、再審公判前の三者協議に時間を要していることの原因の一つでもあるし、再審の手続きというのは早期に無罪になるべきものは無罪判決をして、その名誉を回復するというそういう要請があるので、そのためにもきちっとした手続き規定を設けて再審開始決定が確定した事案については速やかに再審公判が開けるように配慮を。現場の実務家もそうすべきだが、やはり国会が立法でそういう問題意識をもって取り組んでいただきたいと思う」

※記者会見のコメント書き起こしは国民救援会滋賀県本部・川東繁治さん

### ●今後の裁判日程(いずれも天津地方裁判所)

- ・第一回再審公判 2月 3日（月）午後1時30分
- ・第二回再審公判 2月10日（月）午前10時30分
- ・判決公判 3月末ごろ

布川国賠訴訟 控訴審はじまる

# 控訴審でのさらなる勝利めざして

桜井さんと弁護団が警察・検察をすどく追及

布川国賠を支援する会 山川清子さん

11月27日あいにくの小雨模様の中、布川国賠控訴審第1回口頭弁論が行われました。支援する会では朝から裁判所前での宣伝行動、裁判所への要請行動を行いました。

開廷前、裁判所前での入廷行動には、多くのマスコミがカメラを向ける中、桜井さんのたつての希望で、冤罪犠牲者仲間の青木恵子さん、菅家利和さん、二本松進さん、志布志事件の川畑幸夫さんが桜井さんとともに垂れ幕をもって弁護団とともに裁判所に入りました。午前中ということもあり、支援者の集まりは今一つでしたが、カメラの放列は、地裁裁判の判決内容の重要性、マスコミの関心の高さを表すようでした。

裁判は101号法廷で行われ、70名ほどが傍聴しました。桜井さんと谷萩陽一弁護団長の意見陳述がありました。どちらも素晴らしい内容で、どちらも陳述が終わった後は、傍聴席から思わず拍手が起きました。とくに、桜井さんの警察検察のこれまでの嘘を鋭く告発する陳述は魂がこもっていて、裁判官のみならず法廷で静まり返った検察や警察にも届くことを期待するような内容でした。

また、控訴した検察・警察よりも、控訴された我々桜井さん側が元気により鋭く追及する姿は、再審手続きの時と同様でした。また、裁かれているのは検察・警察であることをはっきりと認識させられるものでした。

地裁の判決は、確定控訴審での弁護団が証拠を特定して開示をことを理由に証拠隠しを違法としましたが、当時の故柴田五郎弁護団長が執拗に証拠を特定して開示の申立てを行っていたことの重要性がクローズアップされ、二人の無罪を信じた多くの人が力を寄せ合った布川の運動の、多くの人が願った二人の再審無罪の先に、証拠開示義務の獲得という道程があったことに思いをはせる裁判となりました。

裁判終了後、日比谷図書文化館の小ホールで60名以上が参加して報告会が開かれました。

桜井さんと谷萩陽一弁護団長の意見陳述をぜひお読みください。

次回裁判は、2月25日午後2時半から101号法廷で開かれる予定です。

## 谷萩陽一弁護団団長の意見陳述

1 この裁判は、今から実に52年前の昭和42年8月28日に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件、いわゆる布川事件で、杉山卓男とともに無実の罪で29年間身柄拘束され、2011年5月に再審無罪判決を受けた桜井昌司が、国と茨城県に賠償を求めているものである。

2 この裁判には3つの意義があると考えている。ひとつは、人生の大事な時期のほとんどを冤罪に奪われた桜井さんの権利を救済すること、2つめに、この冤罪がどうして起きたのかの真実を解明し、関係者の責任を明らかにすること、3つめに、これを通して、二度と冤罪で苦しむ人を生まない刑事司法の改革に結び付けること。

3 一審判決は、①一部とはいえ、警察官の取調べに違法な行為があったと認めたこと、②警察官による偽証を認定したこと、そして③検察官に証拠開示義務があることを認めた上で、一部の証拠について検察官がその義務に違反したと認定したこと、そのうえで④国と県に対し7600万8750円及び遅延損害金という金額の賠償を命じたという点では、きわめて正当であり大いに評価できる。

特に検察官の証拠開示義務の存在を認めた点は、同種事件の裁判例と比べても、冤罪被害者の救済に大きく踏



谷萩陽一弁護士

み込んだ内容といふことができる。

判決には多くの不満もあったが、櫻井さんも弁護団も、国と県がこれ以上争うことなく責任を認めて潔く判決に従うなら、あえて控訴するまではしないと考えていた。しかし、国も県も控訴して争いを続けるという。そうであるなら、さらなる責任の解明をしようと、附帯控訴した。

4 当裁判所に期待するのは、まず、原判決の認定した、捜査と公判活動における違法性の判断をぜひとも維持していただくこと。

取調べの違法について、原判決は当方が主張した多くの違法行為のうち、いわば手堅いものに限って違法性を認めた。それすら認めないという判断はありえない。

偽証の点も、原判決は当然の認定であり、異なる認定は想像すらつかない。

5 証拠開示義務について、国は控訴理由で、「裁判所が開示命令を発していない以上は検察官には開示義務はない」として、原判決が昭和44年最高裁決定に違反しているとさかんに主張している。しかし、ことは単純である。たとえば松川事件における「諏訪メモ」のように、無罪を証明する決定的な証拠を検察官が持っているにもかかわらずこれを隠しておくことが許されるのか。開示命令が出ていないというだけの理由で、誤った裁判に加担することを検察官は許されるのか。我々の社会は、検察官がそのような行為をして誤った有罪判決を導いても、国が何の責任も問われない社会でよいのか。

6 しかも本件では、裁判所が開示命令を出そうとしたのを検察官が妨害した。

確定審第二審で東京高裁の裁判長は、昭和44年最高裁決定と同じ考え方を表明したうえで、検察官に対し、証拠の目録の提示を求めた。しかし検察官はこれを拒んだうえ、当時の柴田弁護人らが開示を求めた証拠が、すでに取調べ済みの証拠と同趣旨であるから開示する必要がないと主張した。しかし、実は同趣旨どころではない。一例をとれば、Iは検察官が取調べ請求した調書では石段の一件を8月28日と断定していたが、未開示の調書や捜査報告書では、8月28日であることははっきりしないと述べている。そして再審無罪判決では、これが理由となって、8月28日であるという調書の記載は信用できないと認定された。検察官が同趣旨であるなどと意見をいわなければ裁判所は開示命令を出すつもりだったと思われる。そうすれば櫻井さんは有罪判決を受けることはなかった。自ら開示命令を不当に妨害した検察官が、開示命令が出ていないことを理由に開示を拒むことができる、こんなことを許してよいのか。

7 そしてもうひとつ当裁判所に期待するのは、原判決の誤りを正すこと。

原判決は、捜査の違法の点でも、起訴の違法の点でも、一審原告の主張をことごとく退けている。しかも、その理由付けが驚くほど根拠が不十分であり、一審原告の主張や証拠を真摯に理解し検討したとは到底思えない。

8 本件の第二次再審請求審の決定や再審無罪判決では、自白の信用性が否定され、虚偽の自白を強要した捜査のあり方が厳しく断罪された。それは、自白に依拠した起訴のあり方にも反省を迫るものであった。ところが、原判決は、捜査、起訴、公判というすべての過程の多くの警察・検察の行為に再び免罪符を与えるかのような内容になっている。

9 起訴の違法性について、私達は吉田検察官の行為の違法性を強く主張してきた。有元検察官が一旦処分保留にしたあと、再捜査をしても何ら有罪方向の証拠は発見されず、むしろ無罪方向の証拠が発見されているにもかかわらず、自ら取調べを担当し、櫻井杉山をあらためて自白させ、さらに2人の自白や目撃証言について供述の辻褃合わせをし、強引に起訴に持ち込んだ行為の違法性はあきらかである。

しかし、原判決はいとも簡単に起訴の違法性を否定した。その理由付けは、結論先にありきといったものとなっている。

例えば、原判決は、証拠開示の論点では、I・Kの未開示証拠が確定二審で開示されていたら、石段の一件が8月28日であるという供述調書の信用性が崩れ、無罪判決に結びついたであろうと認定している。ところが起訴の違法の論点になると、一転して「Iは警察に対しても8月28日であることを否定していたわけではない」とか、Kは検察官に対して初めて石段の一件を言及していて、警察では話していない点も「警察官がその点の聴取を十分にできなかった可能性もありうる」などとして、吉田検察官がI・Kの証言を信用できると判断しても不合理とは言えない、などと判断している。

I・Kの供述に変遷があっても、記憶違いが原因かもしれないから吉田検察官から不当な働きかけがあったとはいえないなどと吉田検察官を擁護している。

吉田検察官は12月17日のIの検察官調書に、実際はそうではないにもかかわらず、以前から8月28日であると警察に話していたように記載するなど、悪質な調書の捏造までしているが、原判決はそうした点を全く考慮していない。

他の論点についても、同様に、「吉田検察官の判断が不合理であったとは言えない」という決まり文句で違法性を否定している。

こうした判断こそ不合理なものであるから是正されなければならない。

10 近年、東住吉事件、松橋事件で再審無罪が確定し、湖東記念病院事件では再審開始が確定し、検察官が有罪立証を断念した。冤罪の被害者やその家族、これに心を寄せる多くの人々が、本件の控訴審の行方に深い関心を寄せている。

当裁判所が、原判決の誤りを正し、国民の権利救済という司法の役割に真にふさわしい判決を下されることを期待して、弁護団を代表しての意見とする。



## 桜井昌司さんの意見陳述

原告勝訴判決に対して、被告である茨城県警も検察も控訴しました。

相変わらずに「警察官の勘違い証言で偽証ではない」と主張しますが、警察官証言を、よく読まれるべきです。

証人になった警察官は、「当時の取り調べで使った記録ノートを見てきた」と証言しています。「取調べから2年が過ぎた後の証言で失念したもの」など弁明できる神経が理解できません。取り調べを記録したノートを見て証人対策をした警察官たちは、そこに記録された自分たちの不法行為や不利な事実を否定するために偽証したことなど明白なはずですが。

検察は、過去の有罪判決を引用して「証拠開示に違法性はない」と弁明しますが、誤判だった有罪判決を引用して正しい答えが導き出せるのでしょうか。

控訴書面に書かれるように「有罪とされた裁判と再審裁判でも基本的に証拠構造は変わらない」のが布川事件です。では、なぜ地裁、高裁、最高裁と再審を認める心象の変化、認識の変化があったのでしょうか。

言うまでもありません。検察が隠していた証拠である、録音テープや毛髪鑑定書、逃走経路の時間経過を示す検証調書、それと対比するバーのママさんの調書、目撃証人とされた人たちの「初期供述書面」などが明らかになり、検察官が主張を偽って証拠開示を逃れたことを含めて、検察の証拠隠しが裁判官の判断を誤らせたと判ったからこそ、同じ証拠構造で再審無罪判決になったのです。だからこそ、国賠裁判原審では、真実義務を背負う検察官の役職から証拠開示義務を説いて、その証拠隠しを違法と認定したのではないのでしょうか。

検察官の判断のみが真実であり、正義であり、証拠開示の根拠だというならば、裁判所など、必要ないこととなります。

録音テープの開示は「録音は一度だけ」と証言した警察官の偽証を明らかにしただけではありませんでした。「自白」しか証拠がない布川事件にあって、「テープに残る改ざん痕」が「自白そのものが信用できないこと」を証明することになりました。

茨城県警は「改ざん痕はない」と主張しますが、取調開始時間と終了時間を告げる早瀬四郎警部補の声を、今からでも確認なさるべきです。その録音テープの録音時間を計れば判るように、明らかに17分程の時間が足りません。一体、この欠落時間は、どこに、どうして失われたと言うのでしょうか。これが改ざんの証です。

あれこれの弁明を書いたところで、改ざんを行った事実は隠しようがありません。

検察は「再審で提出された証拠が理由で無罪判決になったのではない」として、あれこれを書いています。再審になって提出された証拠を見れば、更に隠されている重要な証拠の存在が見えます。

まず、「杉山の録音テープ」があります。

早瀬、深沢コンビで録音しながら「一本しか録音していない」と偽証して隠されていた私の録音テープは、園部検事が提出したのですから、当然、検察庁に保管されていたはずですが、「無い」はずの私の録音テープがあるならば、杉山の警察調書に「録音した」と書かれる録音テープがないはずはありません。

それを「無い」としてあれこれの弁明をする検察官の控訴書面は、「偽証ではなく勘違いだ」とする警察の弁明と同じ詭弁です。高裁の裁判官ならば、このような嘘でも騙せると思っているのでしょうか。

水戸地裁土浦支部での裁判で、早瀬さんも深沢さんも「録音は一度」と偽証しました。この時点で検察庁に録音テープは保管されていたのですから、早瀬・深沢の録音テープに付いての偽証は警察独自のものではなくて、検察官と警察官がグルになった偽証であったことを明らかにします。

だからこそ、裁判所の心証が変わり、私たちの無実が理解されたのです。

誰が見ても判る、このような事実を無視して、偏頗な証拠構造論を語り、あたかも裁判官が「自白」の真偽を見誤って無罪判決を書いた如くに主張する、この検察官たちの歪んだ思考を思いますと、語るべき言葉を失います。いやしくも司法試験に合格し、正義の体現を謳う検察に奉職した人としての理性は無いのでしょうか。知性はどこに行ったのでしょうか。

検察と警察が手を握って事実を歪め、偽証し、隠して来た証拠が教えるものは、今も絶対に出せない、あるべき証拠の存在です。

1967年8月30日、利根町布川でTさんが自宅で殺されているのが発見されました。翌日、OMさん、OTさん親子が、事件当日と思われる夜、二人の男がTさん宅にいたのを目撃したと警察に話しました。

このようなとき、警察は「人相、服装、背丈、年齢、時刻、周囲の状況、通過した理由」などを確認して、その聴き取りを書面にしないのでしょうか。

Tさん宅前をバイクで通過したWさんには、「通過したが誰も見ていない」とする捜査報告書が存在するのを考えますと、真犯人と思われる人を見たOMさんの捜査報告書が存在しないことは異様です。

当日、Oさん親子は、布川東地区にあるMさん宅に野菜を買い出しに行ったそうです。利根川を渡った親戚に用事で行ったOTさんは、OMさんの後に遅れてTさん宅前を通ったこととなります。



桜井昌司さん



そこで二人組を目撃しました。

Tさん宅前で犯人らしき二人組を目撃した後、OMさんは友人のOさんに出会い、借りていたお金を返し、話をしてからMさん宅に行ったが、主人が留守だった。ご主人に帰宅を待ちながら見ていたテレビで「NHKのニュース解説、7時30分と言う文字を見た」そうです。

私と杉山が逮捕され、「自白」して犯人となりましたが、東京方面から帰るしかない当日は、Tさん宅に到着するのは、どうしても7時半前後になります。Tさん宅からMさん宅までは自転車車で7、8分。Oさんとの出会いでの返金。Mさん宅でのテレビで見た時間。それらの時間経過を考えれば、私たちではない二人組を見たことになるOMさんの存在は、私たちの無実を示します。自白の嘘を示すのです。

本来ならば、ここで警察は捜査の誤りに気付いて方向転換すべきだったのです。ところが、警察は、OMさんの存在を消してしまいました。

再審判決では、長い月日の経過と加齢もあり、OMさんの証言は「信用性がない」とされました。しかし、当時は違うはず。もし、OMさんの証言に信用性がないとするならば、どのような証拠や証言と比較して信用できないと判断されたと言うのでしょうか。

あれから52年、OMさんの証言と比較し、検討すべき事実や証言など、どこにも見当たりません。私たちを犯人とするのに都合が悪い、それだけが理由の排除であり、証拠隠滅だったのです。

もし、このときに捜査の方向を転じたならば、兄の部屋で午後6時ごろに丸井の集金人と会った杉山のアリバイ、バー「ジュン」で飲んでいた私のアリバイ、容易に発見されたはず。す。

吉田検事は、警察の誤りを正せず、その尻馬に乗ってOMさんの調書類を消し去り、時間的にOMさんより遅くTさん宅前を通過したOTさんの証言だけを利用して、私たちを有罪にしたのです。

このOMさんの捜査報告書の存在こそ、警察が那珂川の洪水を奇貨として「総ての証拠が流失した」と嘘を語った原因です。

「1986年夏、那珂川が氾濫して根本町倉庫に保管してあった布川事件の証拠書類は、総て窓ガラスが破れて流失した」と警察は主張していましたが、国賠裁判で提出された「小池」なる警察官の書面を見れば判るように、根本町倉庫に保管されていた証拠は、「警察車両が運び去った」と主張を変えました。これが事実ならば、警察の作成義務である廃棄簿に記載があるはず。茨城県警は廃棄簿を提出して、その事実を示すべきです。

この秋、茨城県下も台風被害に遭いました。大子町役場は天井近くまで浸水し、甚大な被害を受けましたが、窓ガラスは破損しませんでした。もちろん、洪水の汚水に漬かった書類も乾燥して閲覧可能になっています。泥で汚れて書類の文字が見えないなどと語った「小池さん」の言葉も嘘です。それが明らかになると私たちの無実が明確になる証拠があるために、警察は洪水で流失したとか、泥で汚れて廃棄したとかの嘘で裁判所を騙そうとしているのです。

人は、なぜ嘘を語るのでしょうか。事実を誤魔化すときです。騙そうするときです。

警察と検察が「洪水で窓ガラスが破損して布川事件の証拠は流失した」とか、「汚水のために廃棄した」とかの主張をするのも、裁判所を謀るための嘘です。隠したい証拠があることを認識するからこそ、こうした嘘の主張し続けているのです。

私と杉山が無実であることを物語るOMさんの捜査報告書は、必ずどこかに存在します。その事実を韜晦して、平然と嘘を語り続け、ひたすらに独自の正義を主張する警察と検察は許されません。

どのような嘘を語っても、どのような奇天烈な主張をしても見逃す裁判官がいる、見逃して検察の言いなりになる裁判官がいると考えているのでしょうか、地裁の裁判官は騙されませんでした。見逃しませんでした。

裁判で嘘が通用しては、この世は闇です。

地裁判決は「桜井の主張に誇張もある」と書きますが、この点は心外です。私は盗みをするなどの恥ずかしい生き方を反省して以来、何事にも正直に真実のみを語る生き方を貫いてきました。勘違いはあっても嘘は言いません。そのような恥ずかしい生き方は二度としません。警察や検察と一緒にしないでください。

最後に、私が高等裁判所をお願いしたいのは、布川事件に重ねられた警察と検察の嘘と違法行為を見逃さないで頂きたいと言うことです。この国賠裁判になっても嘘を重ね、言い逃れをするばかりの警察と検察に、それが許されないことを示す、更に厳しい判断をして頂きたいと、心からお願い致します。

## 静岡・袴田事件で一日行動

# 袴田さんの再収監を許さない

12月12日、大宣伝、最高裁要請、国会集会

袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会は、12月12日、袴田さんの39年前の死刑判決確定に抗議する意味も込め、袴田さんの再収監を許さない一日行動をおこないました。

一日行動は、東京・有楽町マリオン前での大宣伝行動から始まりました。宣伝行動には、56人が参加し、マリオン前を通行する人や宝くじを買うために列をなして待っている人たちにビラ270枚を配布し、マイクで袴田さんの無実と「最高裁での再審開始決定を」と訴えました。宣伝行動には、日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会の真鍋豊さん、元プロボクサーで漫画家の森重光さん、足利事件の菅家利和さん、布川事件の桜井昌司さん、袴田巖死刑囚救援議員連盟顧問の鈴木宗男衆議院議員も参加しました。また、死刑事件で再審無罪判決を勝ちとった静岡・島田事件の河村正史弁護士が偶然通りかかり、マイクをとって袴田さんの無罪判決をと訴えました。



銀座で大宣伝(訴えは鈴木宗男衆議院議員)

宣伝行動のあと、同じく最高裁に係属している栃木・今市事件とともに、「袴田巖さんに再審開始決定を」と代表17人が最高裁に要請しました。

午後3時から、国会内で集会がおこなわれ、64人が参加しました。

集会では、弁護団の加藤英典弁護士から、弁護団報告として、再審開始決定から特別抗告申し立てまでの経過などの説明、弁護団は特別抗告申し立ての提出後、補充書も提出していますが、面会を求めても、裁判官だけでなく調査官も面会に応じず、最高裁の状況が全く見えないことで苦労していると話しました。

元裁判官で法政大学法科大学院教授の水野智幸弁護士が、再審開始決定を取り消した東京高裁決定について報告し、「新証拠を切り離し各個撃破して、証明力を否定する思考方法は、白鳥決定の新旧証拠の総合評価とかけ離れている。東京高裁自身も分かっていると思うが、それにもかかわらずこのような決定を出したのは、警察の証拠の捏造というところに踏み込むことの恐れによるものと思う」と述べたうえで、「裁判所の姿勢を変えることができるのは、市民の声しかないなので、これからも支援をお願いします」と述べました。

集会ではその後、「死刑をなくそう市民会議」運営委員長の平岡秀夫さん(元法務大臣)が死刑廃止の問題とも絡めて、袴田さんの再審無罪を勝ちとりたいと訴えました。桜井昌司さん、菅家利和さん、鈴木貴子衆議院議員も発言しました。

また、姉・秀子さんが、釈放されて6年経った巖さんの現況を話し、まだ死刑囚であることを訴え、勝つまでがんばりますので、ご支援をよろしく申し上げますと引き続き支援を訴えました。

最後に、実行委員会を代表して、浜松・袴田巖さんを救う市民の会の寺沢暢紘さんが閉会あいさつをおこない、3月28日に青山学院大学で全国集会を開催することを明らかにしました。

(救援新聞より)

2月29日(土)～3月1日(日)



真実は、現場で分かる

# えん罪・今市事件



勝又拓哉さん

## 第2回 全国現地調査

今市事件は、2005年12月1日、栃木県今市市(現・日光市)で小学1年生の女兒が行方不明となり、翌日、茨城県常陸大宮市内の山林で遺体となって発見された事件です。

勝又拓哉さんは別件(偽ブランド品譲渡目的所持罪)で逮捕され、その身柄拘束を利用して今市事件の取り調べを受け、自白に追い込まれ、殺人罪で逮捕・起訴されました。

勝又さんの自白では、「この山林まで女兒を車で連れてきて、両手両足をガムテープで縛った状態で立たせ、女兒の右肩を掴み、正面から胸部をナイフで10回刺して殺害し、遺体を投げ捨てた」とされています。

この自白通りの殺害方法は不可能であることが、東京高裁判決によって認定され、自白通りの殺害方法を認定した一審・宇都宮地裁判決は破棄されました。しかし、東京高裁は自白の信用性を認め、再び無期懲役の不当判決を言い渡しました。弁護団はすぐに上告し、1年半経過しましたが、最高裁はまだ判断を示していません。

第1回全国現地調査では、参加者の多くが勝又さんの無実を確信し、支援の輪を広げてきました。今回は、より多くの方々に勝又さんの無実を確信していただきたく、第2回全国現地調査を企画しました。

### 参加方法

#### コース1：宇都宮駅集合

- 12:00 宇都宮駅中央改札口集合  
※昼食は済ませてきてください。
- 12:30 バスに乗って出発。バス内にてDVD上映  
などで事前学習をします。
- 14:00～15:00 現地調査

#### コース2：水戸駅集合

- 14:00 水戸駅集合  
※茨城の救援会員が送迎します。
- 15:00～16:00 現地調査

#### コース3：マイカーで15:00に直接現地集合

- 15:00～16:00 現地調査  
現場は番地での特定が困難なため、「おおみや広城聖苑」を目印にしてください。  
〒319-2224 茨城県常陸大宮市東野545 ☎0295-54-0202



(C)mapion 地図データ (C)ZENRIN

参加費 1,000～14,000円 コース、宿泊の有無により異なります。

申込締切日 2020年2月10日 まで

主催：えん罪・今市事件第2回全国現地調査実行委員会

お問合せ先 えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会  
〒320-0055 宇都宮市下戸祭1丁目2-4 赤羽ハイツ 八幡山法律事務所内  
☎ 070-4494-6116 (橋本)

## 賛助会費・カンパありがとうございました。(順不同)

谷村正太郎様、石井進様、村井敏邦様、長谷川慶子様、石川元也様、宇都宮健児様、豊崎七絵様、尾崎良江様、岡田文秀様、鈴木亜英様、松木圓様、田中輝和様、清水信之様、小田中聰樹様、坂本敏夫様、新倉修様、中出匡彦様、日本国民救援会岡山県本部様、特急あずさ窃盗冤罪事件の無実を勝ちとる会様、久保智文様、瑞慶覧淳様

## ホームページをリニューアルしました

再審・えん罪事件全国連絡会のホームページをあらたにしました。また、リニューアルに合わせて URL も変更いたしました。新しい URL は下記のとおりです。

[www.saishin-enzai.net](http://www.saishin-enzai.net)

また、スマートフォンからでも閲覧できるようになっております。右のバーコードからご覧いただけます。



## 今後の主な日程

- ▼1月26日(日) 午後2時 桜井昌司さんの講演と文化のつどい やまと郡山城ホール、奈良県大和郡山市北郡山町211-3 賛同協力金1口500円(主催:実行委員会、後援:大和郡山市、奈良新聞社、毎日新聞奈良支局、読売新聞奈良支局)
- ▼1月28日(火) 午後2時 名張毒ぶどう酒事件要請行動 名古屋高裁、3時30分 高検
- ▼1月30日(木) 長野・あずみの里「業務上過失致死」事件 控訴審第1回公判 東京高裁 12時 宣伝、午後2時 公判、3時30分 報告集会 衆議院第一議員会館
- ▼1月30日(木) 午前10時30分 大阪・東住吉冤罪事件青木国賠訴訟 大阪地裁
- ▼2月3日(月) 午後1時30分 滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件 第1回再審公判 大津地裁
- ▼2月4日(火) 午後1時30分 東京・乳腺外科医師冤罪事件控訴審 第1回公判 東京高裁
- ▼2月10日(月) 午前10時30分 滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件 第2回再審公判 大津地裁
- ▼2月15日(土) 午後1時 小石川事件支援する会の集い 大塚・東京労働会館ラパスホール 東京都豊島区南大塚2-33-10
- ▼2月20日(木) 午後1時30分 名張毒ぶどう酒事件要請行動 名古屋高裁、3時 高検
- ▼2月25日(火) 午後2時30分 茨城・布川国賠裁判 第2回口頭弁論 東京高裁
- ▼3月28日(土) 無実の死刑囚・袴田巖さんに真の自由を! 3・28再審開始を求める全国集会 開場13時、13時30分開会、資料代500円 青山学院大学青山キャンパス 東京都渋谷区渋谷4丁目4-25
- ▼2月29日(土)～3月1日(日) 栃木・今市事件 第二回全国現地調査(茨城県常陸大宮市の山林など) 問合せ:070-4494-6116(守る会・橋本)
- ▼3月末 滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件判決
- ▼4月25日(土) 午後0時30分 国際シンポジウム「刑事司法の未来を展望する—刑事司法制度は死刑制度や弁護士への攻撃とともに共存できるのか」 京都大学百周年時計台記念館1階 百周年記念ホール(京都市左京区吉田本町)
- ▼5月20日(水) 再審法改正をめざす市民の会 結成1周年記念市民集会 午後6時頃、東京・文京シビックホール